

事 件 番 号	令和3年(行ケ)第10114号	言 渡 日	令和4年9月29日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第3部		
原 告	大興拉鍊廠有限公司	訴訟代理人弁護士	長谷部陽平 外2名
被 告	YKK 株式会社	訴訟代理人弁護士	大野浩之
意匠に係る物品	スライドファスナー用スライダの胴体		
関 連 条 文	意匠法3条1項3号、3条2項		
主 文	<ol style="list-style-type: none"> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。 		
判 決 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件においては、新輝行(甲1カタログの作成名義人)が実在したことを強く疑わせる事情が存するというべきである上、甲1カタログには様々な点において不自然な部分があるといえることからすれば、甲1カタログにつき、新輝行によって作成されたものであると認めるに足りる立証はされていないというべきである。 2 (1) 原告は、本件審決は甲1カタログの成立の真正を認めているから、被告がこれを争うのは不当な蒸し返しである旨主張する。しかしながら、証拠によれば、被告は、無効審判請求事件の当初から、新輝行が実在したことを争い、甲1カタログの成立の真正を争っていたものと認められる。そして、本件においては、甲1カタログに記載された甲1意匠を引用意匠として、本件意匠が意匠法3条1項3号又は同条2項に該当するか否かが争点となっているのであるから、被告が、本件訴訟において、甲1カタログの成立の真正を否認して本件審決の判断を争うことは、不当な蒸し返しとはいえない。 (2) 甲1カタログが真正に成立したものと認めることはできないから、甲1意匠が、本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であると認めることはできない。 したがって、本件意匠は意匠法3条1項3号及び同条2項に該当するものとは認められないとした本件審決の判断に誤りはないから、取消事由は理由がない。 		

事案の概要

本件は、意匠登録第1270572号の無効審判(無効2020-880007号事件)事件について、原告が不成立とされた審決を取り消す旨の請求をした審決取消訴訟であり、知財高裁が原告の請求を棄却した事件である。争点は、引用意匠である甲1意匠の成立の真正と、本件登録意匠の意匠法3条1項3号及び同条2項該当性に関する判断の誤りである。

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、意匠に係る物品を「スライドファスナー用スライダの胴体」とする意匠（登録第 1270572 号、平成 17 年 12 月 6 日登録出願、平成 18 年 3 月 24 日設定登録。以下「本件意匠」という。）の意匠権者である。
- (2) 被告は、令和元年 12 月 27 日、原告が販売等する製品に係る意匠について、判定請求をし（判定 2019 - 600039 号）、特許庁は、令和 2 年 5 月 19 日、同意匠は本件意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するとする判定をした。
- (3) 原告は、令和 2 年 6 月 3 日、本件意匠について、意匠登録無効審判を請求した（無効 2020 - 880007 号）。
- (4) 特許庁は、令和 3 年 5 月 18 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決（出訴期間として 90 日を附加。以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月 27 日に原告に送達された。
- (5) 原告は、令和 3 年 9 月 16 日、本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

2 本件審決の理由の要旨

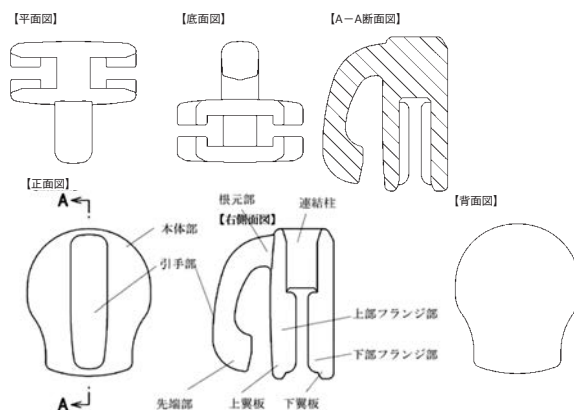
本件意匠は、甲 1 のカタログに記載された意匠（「甲 1 意匠」）に類似するものであり、また、甲 1 意匠等の形態に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものといえるが、甲 1 カタログは、その頒布された日付に疑義があるものである上、甲 1 意匠が本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であるとする客観的な証拠はないから、本件意匠は、甲 1 意匠によっては、意匠法 3 条 1 項 3 号及び同条 2 項（令和元年法律第 3 号による改正前のもの。）の規定に該当しないというものである。

3 原告が主張する審決取消事由

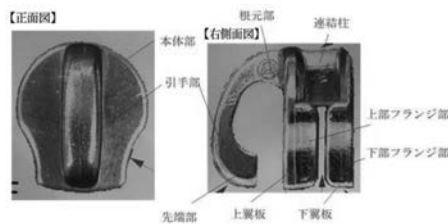
甲 1 意匠の成立の真正及び本件意匠の意匠法 3 条 1 項 3 号及び同条 2 項該当性に関する判断の誤り。

4 本件登録意匠（審決公報より抜粋） 意匠登録第 1270572 号

意匠に係る物品：スライドファスナー用スライダの胴体



5 甲1意匠（審決公報より抜粋）



裁判所の判断

1 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件各カタログの体裁及び内容等について

本件各カタログは、同じ体裁及び内容のカラーの冊子であり、順に、表紙、見開き2頁の会社紹介ページ、写真が掲載されるなどしたページ及び裏表紙からなり、それぞれに記載又は掲載されている内容は、次のとおりである。

- ア 表紙上部中央に「新輝行 2004」と大きな文字で記載され、下部には「晋江新輝行制造有限公司」、「2004年版」と記載されている。
- イ 3頁 ページ上部に「製品構造」と記載され、その下にはスライダー胴体の右側面、正面及び背面の拡大写真が1枚ずつ掲載されている。これらの写真には、構成ごとに記号が付されている。ページ下部には、「スライダー構造」として、上記の記号が付された各構成に関する説明文が記載されている。
- ウ 4頁ないし9頁 様々な色及び形状のスライダーの写真が、各ページ16枚（合計96枚）掲載されている。
- エ 裏表紙 下部左側に「晋江新輝行制造有限公司」と記載され、同記載の下に住所（晋江市青陽鎮陽光工業区）及び電話番号が記載されている。

(2) 被告による調査について

被告は、令和2年に、「IP FORWARD」社及び中国のG弁護士に対し、新輝行に係る調査を依頼したところ、その調査結果は、次のとおりであった。

- ア 「国家企業信用情報公示システム」及び「企查查」（全国企業信用調査システム、公式認証企業信用機関）を用いた調査において、「晋江新輝行制造有限公司」という名称の法人に係る法人登録に関する情報は見当たらなかった。
- イ 晋江市市場监督管理局及びその上部組織である泉州市市場监督管理局を訪問して調査したところ、「晋江新輝行制造有限公司」という名称の法人に係る法人登録に関する記録は存在しなかった。
- ウ インターネット上の検索エンジンである「Baidu（百度）」で調査したが、甲1カタログに記載されている新輝行の住所（晋江市青陽鎮陽光工業区）と一致する地名は見当たらなかった。また、「晋江市青陽鎮」が「晋江市青陽街道」に名称が変更したことは判明

したが、現地調査をしても、「陽光工業区」との地名の存在を確認することはできなかった。

- エ 上記検索エンジンを用いて、平成15年1月1日から平成19年12月30日までの期間について、「晋江新輝行制造有限公司」をキーワードとして検索したところ、新輝行とは何ら関係ないと考えられる情報が1件検索されたのみであった。

2 取消事由（本件意匠の意匠法3条1項3号及び同条2項該当性に関する判断の誤り）に対する判断

(1) 甲1カタログの成立の真正について

- ア 前記1の認定事実（1）によれば、甲1カタログは、新輝行を作成名義人とする文書であると認められるところ、本件においては、被告が甲1カタログの成立の真正を争っていることから、原告において、甲1カタログが新輝行によって作成されたものであることを立証しなければならない。

- イ そこで検討するに、前記のとおり、本件各カタログの会社紹介ページには、新輝行が、平成15年に設立された企業であり、自社工場を有する上、ファスナー等の様々な製品を国内市場のみならず海外市場においても販売している旨が記載されている。また、本件各カタログには、新輝行の看板を掲げた3階建ての建物の外観の写真等や、工程ごとに多数の機械類が並べられた工場内の様子を撮影した合計12枚の写真が掲載されている。さらに、E（新輝行の元従業員と称する者）は、陳述書において、平成15年から平成16年末まで新輝行に勤務していたこと、当時の工場は3階建てであったこと、新輝行には数十名程度の従業員がいたことを述べている。これらの事情によれば、新輝行は、平成16年当時、相当程度の規模の企業であり、広く海外への輸出も行っていた企業であったと考えられる。

しかしながら、前記1の認定事実（2）のとおり、被告が令和2年に行った調査によれば、公的機関においても新輝行に係る法人登録に関する情報は全く得られなかったものである上、インターネット上においても新輝行に関する情報は何ら存在しなかったものと認められるところ、新輝行が上記のとおり規模や事業内容であったとすれば、公的機関に法人としての新輝行に係る記録が何ら存在せず、また、様々な情報が蓄積されるインターネット上にも新輝行の企業活動に関する情報が全く残存していないというのは、極めて不自然である。

また、原告が、本件訴訟の係属後である令和4年に、Eに依頼して実施した現地調査においても、Eが勤務していたとされる新輝行の工場兼事務所の所在地が特定されなかったものであるところ、新輝行が上記のとおり規模の企業であったにもかかわらず、しかも自らが1年以上勤務していたにもかかわらず、Eが、その所在地を特定することすらできなかったというのも、極めて不自然である。

以上のとおり、本件においては、新輝行が実在したことを強く疑わせる事情が存する

というべきである。

ウ 加えて、甲1カタログの体裁及び内容等についてみると、前記1の認定事実(1)のとおり、表紙には、会社名と発行年度のみが記載され、会社紹介ページには、「会社紹介」として会社の沿革や事業内容等について記載されている上、1頁ないし2頁には、多数の機械類が並べられた工場内の写真が工程ごとに分けられて複数掲載されていることからすれば、甲1カタログは、新輝行の企業全体を紹介することを目的とした冊子であるとみるのが自然である。しかしながら、他方で、甲1カタログの3頁には、「製品構造」として、スライダー胴体の拡大写真が掲載されるなどし、また、4頁ないし9頁には、様々な色及び形状のスライダーの写真が多数掲載されており、これらは専らスライダーの製品紹介を目的とする内容であるといえる。このように、甲1カタログは、表紙や会社紹介ページの内容とそれ以降のページの内容とが、その目的において合致しておらず、不自然な体裁及び内容であるといえる。

このほか、前記1の認定事実(1)のとおり、甲1カタログの会社紹介ページには、新輝行がファスナー等の様々な製品を製造、販売している旨が記載されているにもかかわらず、3頁以下においてはスライダーのみが紹介されている点や、甲1意匠がそれ自体顕著な特徴を有する意匠であるとはいえないにもかかわらず、3頁において甲1意匠が殊更に採り上げられ、その構造が詳細に紹介されている点も、不自然であるといえる。

以上によれば、甲1カタログには、様々な点において不自然な部分があるといえる。

エ 以上のとおり、本件においては、新輝行が実在したことを強く疑わせる事情が存するというべきである上、甲1カタログには様々な点において不自然な部分があるといえることからすれば、甲1カタログにつき、新輝行によって作成されたものであると認めるに足りる立証はされていないというべきである。

(2) 原告の主張に対する判断

ア〔原告の主張〕1(1)アについて

(ア) 原告は、本件各カタログを新輝行の従業員から受領した旨のA、B及びCの陳述書や、Eの名刺を受け取った旨のDの陳述書は、客観的証拠である本件各カタログ及び名刺の存在によって裏付けられている旨主張する。

(イ) しかしながら、上記の各陳述書は、反対尋問を経ていないものであるから、その信用性については慎重に検討すべきであるところ、前記(1)ウで検討したとおり、本件各カタログには様々な点において不自然な部分があるといえることからすれば、本件各カタログの存在をもって、直ちに客観的な裏付けがされるものとはいえない。また、E及びFの名刺については、前記(1)イで検討したとおり、本件においては、新輝行が実在したことを強く疑わせる事情が存するというべきであることからすれば、各名刺が新輝行によって作成されたものであることも強く疑われるから、各名刺の存在をもって、客観的な裏付けがされるものともいえない。

そして、このほか、上記の各陳述書の内容を裏付ける客観的証拠は見当たらないこ

とを考慮すると、上記の各陳述書を信用することはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ〔原告の主張〕1（1）イについて

- (ア) 原告は、平成16年当時の中国においては、法人登録をしないまま事業活動を営む事業体が数多く存在したこと、新輝行の所在地が約20年の間に急激に開発が進んだ地域であることを理由に、新輝行について法人登録に関する情報等が見当たらないことをもってその実在性が否定されるものではなく、また、新輝行の所在地を確認することができないのはむしろ当然である旨主張する。
- (イ) しかしながら、前記（1）イで検討したとおり、甲1カタログの内容やEの陳述書の記載内容によれば、新輝行は相当程度の規模の企業であったはずであるから、公的機関やインターネットにおいて、その存在や事業活動に関する記録や情報が何ら見当たらないことは、極めて不自然であるというべきである。また、原告は、平成16年当時は法人登録をしないまま企業活動をする法人が多く存在する実情が存したことの裏付けとして、甲24ないし甲26を提出するが、これらの資料をもって、直ちに当時の法人登録に関する実情を認定することはできず、上記の判断は左右されないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ〔原告の主張〕1（1）ウについて

- (ア) 原告は、本件における争点は新輝行が実在したか否かではなく、また、刊行物の名義人が架空の人物又は団体であったとしても、当該刊行物が実在し、頒布されていれば、頒布された刊行物の要件を満たす旨主張する。
- (イ) しかしながら、前記（1）アのとおり、本件においては、甲1カタログの成立の真正が争われているのであるから、原告において、甲1カタログが新輝行によって作成されたものであることを立証すべき責任を負うから、新輝行が実在したか否かが争点となるというべきである。また、本件において、新輝行以外の人物又は団体が甲1カタログを頒布したものと認めるに足りる証拠は存しない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

エ〔原告の主張〕1（2）について

- (ア) 原告は、甲1カタログには偽造又は変造された形跡はなく、また、本件の紛争が生じた後に甲1カタログを偽造又は変造することは不可能である旨主張する。
- (イ) 確かに、本件において、本件各カタログが偽造又は変造されたというべき具体的な痕跡等があるとまではいえない。

しかしながら、前記（1）で検討したとおり、本件においては、新輝行が実在したことを強く疑わせる事情が存するというべきである上、甲1カタログには様々な点において不自然な部分があるといえることからすれば、本件各カタログが偽造又は変造されたというべき具体的な痕跡等があるとまではいえないことを考慮しても、甲1カ

カタログが真正に成立したことが立証されているとはいえないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

オ〔原告の主張〕 1 (3) について

- (ア) 原告は、本件審決は甲1カタログの成立の真正を認めているから、被告がこれを争うのは不当な蒸し返しである旨主張する。
- (イ) しかしながら、証拠（甲37ないし42）によれば、被告は、無効審判請求事件の当初から、新輝行が実在したことを争い、甲1カタログの成立の真正を争っていたものと認められる。そして、本件においては、甲1カタログに記載された甲1意匠を引用意匠として、本件意匠が意匠法3条1項3号又は同条2項に該当するか否かが争点となっているのであるから、被告が、本件訴訟において、甲1カタログの成立の真正を否認して本件審決の判断を争うことは、不当な蒸し返しとはいえない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

カ〔原告の主張〕 2 (1) について

- (ア) 原告は、本件審決が、甲1カタログの成立の真正を認めながら、頒布時期の立証がされていないと判断したことには誤りがある旨主張する。
- (イ) しかしながら、甲1カタログの成立の真正が認められたからといって、甲1カタログが頒布された事実及びその時期が直ちに認定されるものではない。そして、本件審決は、甲1カタログについて、真正に成立したものであると認められるものの、頒布された時期に関する証拠が十分ではないことから、「2004年版」との記載があることを考慮しても、平成16年に頒布されたとの心証を得るまでには至らないと判断したものである。そうすると、本件審決の判断に誤りがあるとはいえない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

キ〔原告の主張〕 2 (2) について

- (ア) 原告は、甲19カタログ及び甲21カタログには手書きのメモが存在し、これらのメモは客観的証拠であるから、本件意匠の出願前に甲1カタログが不特定の者に認識され得る状態に置かれていたことを裏付ける旨主張する。
- (イ) しかしながら、前記(1)で検討したとおり、本件においては、新輝行が実在したことを強く疑わせる事情が存するというべきである上、甲1カタログには様々な点において不自然な部分があるといえることからすれば、甲19カタログ及び甲21カタログに手書きのメモが存在することを考慮しても、甲1カタログが真正に成立したものとは認められないというべきである。そうすると、これらのメモが存在することをもって、甲1カタログが、本件意匠の出願前に頒布されたものであると認めることもできない。
- (ウ) したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 小括

以上検討したところによれば、甲1カタログが真正に成立したものと認めることはできないから、甲1意匠が、本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であると認めることはできない。

したがって、本件意匠は意匠法3条1項3号及び同条2項に該当するものとは認められないとした本件審決の判断に誤りはないから、取消事由は理由がない。

3 結論

よって、原告の請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部 裁判長裁判官 東海林 保
裁判官 中平 健
裁判官 都野 道紀

判決にまつわる検討

本件は、無効審判において、引用意匠である甲1意匠が記載された甲1カタログが真正に成立したか否かが争われ、甲1カタログに記載された甲1意匠を引用意匠として、本件登録意匠が意匠法3条1項3号又は同条2項に該当するか否かが争点となったものである。審決では、「甲1カタログは、その頒布された日付に疑義があるものである上、甲1意匠が本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であるとする客観的な証拠はない」としたのに対して、知財高裁では、「本件においては、新輝行が実在したことを強く疑わせる事情が存するというべきである上、甲1カタログには様々な点において不自然な部分があるといえることからすれば、本件各カタログが偽造又は変造されたというべき具体的な痕跡等があるとまではいえないことを考慮しても、甲1カタログが真正に成立したことが立証されているとはいえないというべきである。」として、甲1カタログが真正に成立していることを否定している。したがって、「甲1カタログが真正に成立したものと認めることはできないから、甲1意匠が、本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であると認めることはできない。」とし、本件審決の判断に誤りはないとして、原告の請求を棄却した事件である。

また、原告は、「本件審決は甲1カタログの成立の真正を認めているから、被告がこれを争うのは不当な蒸し返しである旨」主張したが、知財高裁は、「被告は、無効審判請求事件の当初から、新輝行が実在したことを争い、甲1カタログの成立の真正を争っていたものと認められる。そして、本件においては、甲1カタログに記載された甲1意匠を引用意匠として、本件意匠が意匠法3条1項3号又は同条2項に該当するか否かが争点となっているのであるから、被告が、本件訴訟において、甲1カタログの成立の真正を否認して本件審決の判断を争うことは、不当な蒸し返しとはいえない。」として斥けたものである。本件は上告さ

れたが不受理となっている。

意匠法3条1項3号や3条2項で無効審判を起こすにあたっては、引用意匠の証拠性は最も重要視されることである。本件は甲1カタログの日付だけではなく、甲1カタログの成立の真正まで争われた事例である。カタログで引用意匠を示す場合、その日付の立証が難しいケースが少なくない。通常は、インターネットの情報などで補強できることが多いが、外国で発行されたものの立証はさらに困難であると推察する。

本件では、無効審判を請求した原告が、甲1カタログは真正に成立したものとして、陳述書まで提出したものであったが、知財高裁は、「甲1カタログには様々な点において不自然な部分があるといえる」とし、「甲1カタログが真正に成立したことが立証されているとはいえない」としたものである。

侵害提起に対抗するための無効審判請求において、本件は、証拠の真正について極めて強い疑義が示された稀な事案であったが、一般的には警告書などを出すことにより、相手方から無効審判を請求されることはあるものの、出願や登録から時間が経ってからの引用意匠について、真正な成立か否かを主張立証することは、双方にとって大変困難なものと推認される。